

別添 1 地域活性化型

第 1 目的

1 農山漁村関わり創出事業

農山漁村においては高齢化・人口減少が急速に進行する中、農山漁村の集落機能を維持していくためには、現場での課題解決に向けた具体的な活動のコーディネートや推進をする地域づくりを支える人材を中長期的な視点から育成していく必要があります。農林水産省は令和 3 年度から「農村プロデューサー養成講座」を開講し、地域づくり人材の育成に取り組んでいます。

このため、振興交付金を交付し、地域への愛着と共感を持ち、地域住民の思いを酌み取りながら地域の将来像やそこで暮らす人々の希望の実現に向けてサポートする人材（農村プロデューサー）を育成する取組を支援します。

2 農山漁村情報発信事業

「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」を実現するためには、農山漁村の有するポテンシャルを引き出すことによる地域の活性化や所得向上に取り組んでいる優良事例（以下「「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」選定事例」という。）を選定し、全国へ発信する取組により、農山漁村の地域住民の意欲・機運の向上を図ることが重要です。

また、農山漁村地域の有する資源の価値を評価することにより地域資源の保全と地域の活性化を推進する、農業遺産や世界かんがい施設遺産の取組や、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動を支援する多面的機能支払の取組は、「美しく活力ある農山漁村」の実現に資する取組であることから、これら農業遺産等の更なる認知度向上を図ることが重要です。

このため、振興交付金を交付し、農山漁村の地域住民の意欲・機運の向上に向けた「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」選定事例の情報発信等の取組や、農業遺産や世界かんがい施設遺産の価値や魅力について広く情報発信する取組等を支援します。

第 2 事業内容等

この要領により公募を行う事業の事業名は次のとおりであり、具体的な事業内容、事業実施主体の要件、予算額及び公募予定数並びに事業実施期間は別表 1 から 5 に定めるとおりです。

1 農山漁村関わり創出事業

- (1) 農村プロデューサー養成講座の実施（別表 1）

2 農山漁村情報発信事業

- (1) 「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」選定事例の情報発信（別表 2）

- (2) 農業遺産等の情報発信

- ア 大阪・関西万博の展示及びステージ公演に係る支援（別表 3）

- イ 多面的機能等に関するシンポジウム（別表 4）

- ウ 農業遺産及び世界かんがい施設遺産に関するシンポジウム等の開催（別表 5）

第 3 事業の目標設定

事業の実施に当たっては、別表 6 を参考に目標項目を設定してください。

第4 提案書の作成及び提出等

1 応募に必要な書類

- (1) 令和7年度農山漁村振興交付金事業実施提案書の提出について（別添様式）
「令和7年度農山漁村振興交付金事業実施提案書の提出について（以下「提案書」という。）」には、事業の取組内容や主な経費、実施体制等の具体的な計画や必要事項を記入してください。

なお、交付対象事業費は、別表7に定めるとおりです。

(2) 提案書に添付する資料

提案書には、次のアからキまでの資料を添付してください。

ア 提案者の定款、寄附行為及び規約

イ 提案者の活動内容の概要が分かる資料

ウ 提案者の過去3年間の事業実績を確認できる資料（国、地方公共団体等公的機関から助成を受けて事業を行った実績がある場合、その内容が確認できる資料。また、設立から3年経過していない団体については、設立から現在までの事業実績が確認できる資料）

エ 提案者の過去3年間の収支決算を確認できる資料（決算書、貸借対照表及び損益計算書。設立から3年経過していない団体については、設立から現在までの収支決算を確認できる資料）

オ 役員・職員名簿及び組織図

カ 提案者の取組を主導する代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）及び経理責任者のこれまでの取組実績、履歴、企画案の実施に必要なノウハウ、知見、マネジメント能力等の判断に資する資料

キ 事業費の算出決定の根拠となる資料

2 応募に当たっての留意事項

(1) 提案書作成に当たっての留意事項

ア 提案書本体はA4判15ページ以内で記載してください。

※提案書本体とは、提案書の別紙の3から7を指します。なお、添付書類は枚数から除外します。

イ 15ページを超えるものは審査の対象外とすることがありますが、表や図、イラスト、写真等については、このページ内において提案書を分かりやすくするため積極的に入れるように工夫してください。

ウ 表や図、イラスト、写真等を除き、提案書本文のフォントサイズは11ポイント以上とします。

エ 多数の誤字脱字や解説のない専門用語・略語の多用等により、提案書の内容を正確に理解することが難しいと判断された場合は審査の対象外とすることがあります。

オ 審査に当たり、提案者情報をマスキング処理するため、提案書本体には提案者の名称を極力記載しないよう御配慮願います。

(2) 過去の交付決定の取消し

提案者が、提案書類の提出から過去3年以内に、補助金適正化法第17条第1項又は第2項の規定に基づく交付決定の取消しを受けたことがある場合には、本事業に係る事業実施主体の適格性の審査において、その事実を考慮するものとします。

第5 審査の観点

審査は、別紙1から5に掲げる評価基準に基づき行います。

別表 1（第 2 の 1 関係）

事業名	具体的な事業内容	事業実施主体の要件	予算額及び公募予定数	事業実施期間
1 農山漁村 関わり創出事業 （1）農村プロデューサー養成講座の実施	農山漁村の課題解決に向けた取組のコーディネート等の地域づくりを担う人材（農村プロデューサー）の育成等を行うために、以下の事業を行う。 （※）参考 URL：令和 6 年度の講座実施状況 https://www.maff.go.jp/j/nousin/course/index.html 1 入門コース 農山漁村地域における創意工夫にあふれる地域づくりの取組内容を学ぶことにより、地域づくりの実践に向けたプロセスを習得するため、オンライン講義を実施する。 （1）時間・回数 ・ 1 回当たり 90 分（講演 60 分、チャットによる質疑応答等 30 分）とし、6 回開催すること。 （2）日程 ・ 農林水産省及び講師と調整の上、決定すること。なお、開催時期は 6～8 月頃を想定している。 （3）講師 ・ 講師は各回 1 名（計 6 名）とし、農林水産省が指定する。 ・ 講師に対して、農林水産省の規程等に準じ、謝金及び旅費を支払うこと。 （4）対象者等 ・ 地域づくりに関心のある者が幅広く参加可能とすること。 ・ 受講料は無料とすること。 （5）開催案内等 ・ 地域づくりに関心のある者が幅広く参加できるよう、対象者（地方自治体職員や地域おこし協力隊等）に応じた情報発信のための方法を検討し、効果的な開催案内を行うこと。	事業実施主体は、以下の要件を全て満たすこととする。 （1）入門コースの企画・運営ができること。 （2）実践コースの企画・運営ができること。 （3）実践コース修了者等をつなぐネットワークの企画・運営ができること。	予算額は 1,100 万円とし、1 事業実施主体を公募する（ただし、やむを得ない事情が生じ、農村振興局長が認める場合は、予算の範囲内で増額可能）。	振興交付金の交付決定の日から令和 8 年 3 月 19 日までとする。

	・受講は事前登録制とし、受講生の属性と各回の受講者数（ライブ配信の視聴者数）を取りまとめて農林水産省に報告すること。 ・事業実施主体が本事業に着手する前に、農林水産省がホームページ等で開催案内を行う場合がある。 (6) Web 掲載用コンテンツ作成 ・各回終了後、講義の概要をまとめた資料（1回当たりA4用紙1枚程度を想定。）を作成し、そのデータを農林水産省に提出すること。 (7) 結果報告 ・受講生の理解度や満足度を把握するため、各回終了後にアンケート調査を実施し、その結果を取りまとめること。 2 実践コース 地域への愛着と共感を持ち、地域住民の思いを酌み取りながら、地域の将来像やそこで暮らす人々の希望の実現に向けてサポートできる人材を養成するため、オンライン講義、対面講義（実例を基にした模擬演習等をいう。以下同じ。）及びオンラインゼミ（研修生自らの実践活動をいう。以下同じ。）を実施する。 (1) 受講希望者の募集・決定 ・受講希望者の募集及び取りまとめを行い、農林水産省と協議の上、受講生を決定すること。 ・地方自治体職員及び地域づくりに意欲のある者等に本コースの開催情報が行き届くよう、対象者に応じた情報発信のための方法を検討し、効果的な周知を行うこと。 ・受講生数は、120名程度を想定している（対面講義の各会場20～30名程度。）。 (2) 講師 ・講師は農林水産省が指定する。 ・講師に対して、農林水産省の規程等に準じ、謝金及び旅費を			
--	--	--	--	--

	支払うこと。 (3) オンライン講義 ① 日程等 ・ 2日間（各日3時間程度）の開催とする。なお、開催時期は9月頃を想定しており、具体的な日程は農林水産省及び講師と調整の上決定すること。 ・ 開催に当たっては、講師及び受講生同士のコミュニケーションが可能なオンライン会議ツールを使用すること。 ② 講師 ・ 講師は4名を想定している。 ・ 講師に対して、農林水産省の規程等に準じ、謝金及び旅費を支払うこと。 (4) 対面講義 ① 会場及び日程 ・ 開催地域は4地域（青森県、東京都、大阪府及び岡山県を想定。）とし、それぞれ1会場で開催するものとするが、詳細は農林水産省と協議の上、決定すること。 ・ 開催会場は事業実施主体において手配を行うこと。なお、受講生の利便性に配慮するとともに、公共施設を利用するなど経費節減に努めること。 ・ 会場ごとに3日間（1日目は半日、2日目は終日、3日目は半日）の開催とする。なお、開催時期は9～11月頃を想定しており、具体的な日程は農林水産省及び講師と調整の上決定すること。 ② 講師 ・ 講師は会場ごとに2名を想定している。 ・ 講師に対して、農林水産省の規程等に準じ、謝金及び旅費を支払うこと。 ③ その他 ・ 受講生は、いずれかの会場に参加することとし、事業実施主体は、受講希望者の募集の際、参加希望会場の把握及び調整を行うこと。			
--	---	--	--	--

	・対面講義（ワークショップ形式での演習を基本とする。）を円滑に運営するため、適切な人員配置となるよう配慮すること。 （５）オンラインゼミ ・過年度の講座修了者及び当該年度の受講生（以下「受講生等」という。）が取り組む実践活動の中からケーススタディとなる事例を２～４件程度選出し、それを題材として、農村プロデューサーに求められるポイントを議論するゼミを開催すること。 ① 日程等 ・日程は選出した受講生等（以下、「ケーススタディ研修生」という。）及び講師と調整の上、決定すること。 ・開催は、事例ごとに２回（実践活動前及び実践活動後）とし、必要に応じて講師によるケーススタディ研修生へのフォローが行えるよう調整すること。なお、実践活動前と実践活動後のゼミの間隔は、３か月程度とすることが望ましい。 ・開催に当たっては、講師及び受講生同士のコミュニケーションが可能なオンライン会議ツールを使用すること。 ② 講師 ・講師はゼミごとに２名を想定している。 ・講師に対して、農林水産省の規程等に準じ、謝金及び旅費を支払うこと。 ③ その他 ・事例は、講師と調整の上、選出すること。 （６）その他 ・本コースの受講料は無料とする。また、受講生への旅費等の支給は行わない。 ・実践コース修了後、受講生にレポートの提出を求め、内容確認及び取りまとめを行い、農林水産省に提出すること。なお、レポートの内容（項目等）は農林水産省と協議の上、決定すること。			
--	---	--	--	--

	・レポートの内容確認後、受講生に対して修了証を発行（郵送）すること。修了証の案は、農林水産省と協議の上、作成すること。 ・実践コース修了者を対象とした修了式をオンライン形式で実施すること。なお、具体的な日程は、農林水産省及び講師と調整の上、決定すること。 3 ネットワークの企画・運営 受講生等同士で地域づくりに係る活動の悩みや情報を共有することなどを通じて、受講生等の継続的な活動に資するよう、農村プロデューサー（修了者）、受講生及び講師等からなるネットワークの企画・運営を行う。 （１）運営 ・農林水産省が既に運営するネットワーク（Facebook のプライベートグループ（無料））の運営を引き継ぐものとする。 ・利用希望者がネットワークに参加できるよう案内を行うとともに、事業実施主体が管理者となり、メンバーの承認を行うこと。 ・ネットワークは、農林水産省が規定する規約等に基づき運営すること（規約等は交付候補者として選定された者に対して提示する。）。 （２）情報発信等 ・受講生等による地域づくりに係る継続的な活動に資する情報の発信やセミナーの開催、ネットワーク参加者同士の交流を促進する座談会など、年間を通じた企画を実施すること。 4 その他 ・農林水産省及び講師との綿密なコミュニケーションを取り、本講座を円滑に実施すること。 ・１、２の（３）及び（５）については、アーカイブ配信を実施できるよう、講師等と調整すること。なお、講師との調整			
--	--	--	--	--

	の結果、アーカイブ配信を行えない場合であっても、講師の承諾を得た上で記録として録画を行うこと。 ・農林水産省及び講師との打合せ結果は速やかに農林水産省に報告すること。 ・当該年度の活動結果について取りまとめを行い、農林水産省に提出すること。			
--	---	--	--	--

別表 2（第 2 の 2 関係）

事業名	具体的な事業内容	事業実施主体の要件	予算額及び公募予定数	事業実施期間
2 農山漁村情報発信事業 (1)「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」選定事例の情報発信	農山漁村の地域住民の意欲・機運の向上に向けて、農山漁村の有するポテンシャルを引き出すことによる地域の活性化や所得向上に取り組んでいる優良事例の情報を広く発信することにより、その認知度向上や普遍化を図る取組を推進する。なお、実施に当たっては、関係各所と調整が生じる可能性があるため、農林水産省と協議の上行うこと。 1 コンテンツ等の作成・運用 (1) 特設サイト（※）の作成・運用（事業内容） 地域において活性化や所得向上に関する取組を行っている企業、団体、地域住民等（以下「活動団体等」という。）をはじめ幅広い層に対して優良事例の情報発信を行うことで、地域における取組のきっかけとなり、あるいは、更なる発展、拡大を推進するため、特設サイト内において、以下の情報をスマートフォン等にも対応した閲覧しやすい構成で整備すること。また、コンテンツの充実を図った上で、適時に情報発信を行うこと。 ① 「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」に係る各種イベント（募集情報の掲載、応募の受付及び集計作業を含む。）等の情報 ② 第1回から第12回までの選定地区の取組内容や産品等に関する情報（留意事項） ・①の情報のうち募集情報の掲載、応募の受付及び集計作業に当たっては、農林水産省と協議の上で実施するものとし、応募案件を審査するための基礎資料として取りまとめること。 ・特設サイトの閲覧状況等を踏まえて情報発信方法を検討し、必要に応じたサイトの更新、各種メディアを活用した周知等、継続的に効果的な情報発信を行うこと。	事業実施主体は、次の（1）から（4）に示す要件全てを満たすこと。 （1）本事業を的確に遂行するに足る知見、意思及び具体的計画を有すること （2）本事業に係る経理、その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有すること （3）本事業の適正な執行に関し、責任を持つことができること （4）法人格を有さない任意団体の場合は、会計処理や意思決定等の方法について規約等が整備されていること	予算額は2,400 万円とし、1 事業実施主体を公募する（ただし、やむを得ない事情が生じ、農村振興局長が認める場合は、予算の範囲内で増額可能）。	振興交付金の交付決定の日から令和8年3月31日までとする。

	・各種情報発信のための媒体を活用した情報発信は、特設サイトでも閲覧できるようにすること。 ・特設サイトの運営に必要なサーバー費用及び引継ぎに必要な経費等については、本事業の経費とすることができる。また、特設サイトを運営していた株式会社ブランドゥ・ジャパンと円滑かつ適切な引継ぎを行うこと。 (※) https://www.discovermuranotakara.com/ (2) 動画の制作 (事業内容) 「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」の取組の認知度向上や推進を図る内容の動画、第11回選定地区（優秀賞受賞地区）及び第11 回選定地区（グランプリ受賞地区）の紹介動画を作成する。 (3) ポスター・リーフレット等の作成・配布 (事業内容) 「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」の取組の認知度向上や普遍化を図られるよう、以下について実施すること。 ① 第12回選定への効果的な応募喚起に向けたポスター、リーフレットの作成及び各地方農政局等への配送 ② イベントの開催を広く周知するためのちらし作成等 ③ 第12回選定地区の事例集作成 (4) 二次利用等 (留意事項) (1) から (3) までの取組に当たっては、「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」の認知度向上や推進を目的とした動画等の二次利用について、あらかじめ被撮影者の承諾を得ておくこと。 2 効果的な情報発信（SNS 等を活用した認知度向上のPR） (事業内容) 情報伝達力の高いSNS（Instagram、Facebook、X 等）や各種情報発信のための媒体を活用し、幅広い層における「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」選定地区についての認知度及び関			
--	---	--	--	--

	心を高めるため効果的な情報発信を行うこと。 (留意事項) ・「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」の選定地区及び取組の認知度向上や普遍化に向け、目的に応じた情報発信のための媒体を検討した上で効果的な情報発信を行うこと。 ・SNS 広告やリスティング広告等を活用し、特設サイトへのアクセス誘導を行うこと。 ・募集時期やイベント開催等に合わせた情報発信を行うこと。 ・SNS を活用した情報発信は年間を通じて継続的かつ効果的に行うこと（月1回以上）。 3 イベントの開催 「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」のより効果的な展開等に向け、下記のイベントを開催すること。 なお、イベントの実施に際しては、各種メディアに取り上げられるよう工夫した情報発信を行うこと。 (1) 選定証授与式の開催 (事業内容) 「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」の第12回選定で選ばれた地区に選定証を授与するイベントを開催すること。なお、開催に当たっては、選定地区の取組を全国に広く周知する内容とし、かつ、「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」の認知度向上に資するイベント内容とすること。また選定地区間の交流促進に努めるとともに有識者懇談会委員と連携したイベント内容にすること。 (2) 地域別サミットの開催 (事業内容) 地方農政局ブロック単位の1～2地域において、地域ごとにこれまでの選定地区の代表者等を招待し、選定地区の取組の推進や選定地区同士の連携強化に資するイベントを開催すること。なお、開催にあたっては、「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」及び選定地区の取組の認知度向上や普遍化が図られるよう工夫すること。また、有識者懇談会委員と連携			
--	--	--	--	--

	したイベント内容にすること。			
--	----------------	--	--	--

別表 3（第 2 の 2 関係）

事業名	具体的な事業内容	事業実施主体の要件	予算額及び公募予定数	事業実施期間
2 農山漁村情報発信事業 （2）農業遺産等の情報発信 ア 大阪・関西万博の展示及びステージ公演に係る支援	農業遺産地域をはじめ、日本の伝統的な農村には美しい景観や代々継承されてきた伝統文化、生物多様性等、地域特有の価値や魅力が存在する。このような農山漁村の価値や魅力を、広く一般国民や訪日外国人等に発信し、訪問につなげるため、2025 年大阪・関西万博における農林水産省展示（期間：6 月 8 日（日曜日）から 6 月 15 日（日曜日）、展示場所：Expo メッセ「WASSE」南半面）の中で「伝統をつなぐ」エリアを設置し、「農業遺産」、「かんがい」、「棚田」の 3 つのブースを出展することとしている。 本事業では、上記 3 ブース及び「伝統をつなぐ」エリア入口の PR 動画の放映ブースの運営を実施する。また、会場内ステージ及び屋外ステージ（ポップアップステージ（西））で農業遺産地域により行われる地域紹介や農耕儀礼等の公演の支援を実施する。 1 展示ブースの運営 （1）展示物の製作 令和 6 年度農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）（農山漁村発イノベーション推進事業（地域活性化型）のうち農山漁村情報発信事業）で作成した、大規模イベント向け体験コンテンツ等の図面や設計図を元に、3 つの個別ブース（農業遺産、かんがい、棚田）の展示物を製作すること。 （2）展示物の運搬、設置 （1）で製作した展示物及び、借用する既存展示物品、機材等を万博会場に運搬し、展示配置図をもとに各ブースに設置すること。 （3）運営スタッフの手配 展示期間中、個別ブースの運営に必要なスタッフを配置すること	事業実施主体は、次の（1）から（4）に示す要件全てを満たすこと。 （1）本事業を的確に遂行するに足る知見、意思及び具体的計画を有すること （2）本事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有すること （3）本事業の適正な執行に関し、責任を持つことができること （4）法人格を有さない任意団体の場合は、会計処理や意思決定等の方法について規約等が整備されていること	予算額は 1,900 万円とし、1 事業実施主体を公募する（ただし、やむを得ない事情が生じ、農村振興局長が認める場合は、予算の範囲内で増額可能）。	振興交付金の交付し、決定の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

	と。なお、必要な人数及び配置場所は農林水産省と協議の上決定すること。 (4) PR 動画の放映 「伝統をつなぐ」エリアの入り口付近にて PR 動画を放映すること。放映に必要な天吊りプロジェクター、スピーカー、アンプ等の資材・機材を手配し、トラスに設置するとともに、開場時間中に動画が連続再生されるよう設定すること。なお、再生する動画は令和6年度農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）（農山漁村発イノベーション推進事業（地域活性化型）のうち農山漁村情報発信事業）で作成している。 (5) 展示物等の撤去 展示期間終了後、速やかに展示物や機材等を撤去し、借用する既存展示物品等については保管者の元に返送すること。（1）で製作した展示物については、農林水産省と撤去後の処理方法を検討すること。 2 農業遺産地域によるステージ公演の支援 農業遺産地域が屋内外のステージで実施する農業遺産地域の紹介や農耕儀礼等の公演について、以下の①～③の支援を実施すること。 ①ステージの進行や補助を担当する者を手配すること。 ②ステージ公演者の出演に要する経費を負担すること。 ③農業遺産展示ブース内でステージ公演時間、内容等の案内を掲示すること。 3 効果測定 1及び2の取組により農業遺産等の認知度向上及び理解醸成にどのように寄与したのか、本事業実施に係る数値目標を設定したうえで結果を分析し、次年度以降の一般消費者向けイベントへの出展等における情報発信方法の検討のための基礎となる改善策をとり			
--	--	--	--	--

	まとめること。 4 留意事項 (1) 展示期間等 展示会場について、設営日は6月6日～7日、展示期間は6月8日～15日の全8日間、撤去日は6月16日を予定しており、詳細は農林水産省展示全体に係る設営事業者と調整すること。 (2) 応募者参考資料 本事業の応募に当たって参考とするため、展示配置図、製作する体験コンテンツ等の図面、借用する既存展示物品、必要機材、農業遺産地域のステージ公演の内容等は、希望する者には「応募者参考資料」として貸与する。貸与を希望する場合には、公募要領の第8に掲げる問合せ先に事前連絡の上、下記①から③までの内容を遵守すること。 ①応募者は、応募申請書提出時に貸与資料を農林水産省の担当部署に返却すること。 ②応募者は、貸与資料を善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。 ③貸与資料については複製を禁止するものとし、応募申請書作成の参考以外の目的には使用しないこと。 (3) 大阪・関西万博に関するガイドライン等の遵守 大阪・関西万博での展示・運営に当たっては、事業実施に要する情報収集に努め、「ユニバーサルサービスガイドライン(2023年7月版(2025年日本国際博覧会協会))」、「多言語対応ガイドライン(2023年7月版(2025年日本国際博覧会協会))」、「催事施設概要(2023年12月版(2025年日本国際博覧会協会))」等の公益社団法人2025年日本国際博覧会協会のレギュレーション、その他今後発表される予定のガイドラインを遵守するほか、他の展示スペースを含む全体の展示との調和を図ることとする。また、本事業の実施主体となる企業・団体やその商品のPRを主目的とした			
--	--	--	--	--

	取組は不可とする。 (4) その他 展示に係る規格、多言語対応、内容等、1及び2を具体的に実施するに当たっては、農林水産省の担当部署と協議・調整の上、取り組むこととする。			
--	--	--	--	--

別表 4（第 2 の 2 関係）

事業名	具体的な事業内容	事業実施主体の要件	予算額及び公募予定数	事業実施期間
2 農山漁村 情報発信事業 （2）農業遺 産等の情報発 信 イ 多面的機 能等に関する シンポジウム	本事業では、多面的機能支払の活動に関する認知度向上、理解促進や、地域資源の保全・活用の推進のため、多面的機能支払交付金の活動組織（以下「活動組織」という）、一般国民等を対象にシンポジウムを開催する。 1 多面的機能等に関するシンポジウムの開催 多面的機能支払の活動の認知度向上、理解促進や、地域資源の保全・活用の推進のため、活動組織、一般国民等を対象にシンポジウムを開催すること。シンポジウム内容については、動画公開等により一般国民に広く周知されるよう努めること。シンポジウムの具体的な内容については以下のとおり。 ① 一般国民向けに、多面的機能が発揮されている分かりやすい活動事例や活動組織の広域化、都道府県等による外部団体等（企業、団体、個人）とのマッチングを通じて、活動組織の体制強化が図られた事例の紹介を行うこと。 ② 活動組織、行政担当者向けに、多面的機能支払制度の周知や優良事例の横展開を行うこと。また、多様な組織や非農業者の参画を推進するため、既にマッチングの仕組みを構築している都道府県、多面的機能支払推進協議会からマッチングサイト等の導入に至るプロセス等の紹介を行うとともに、既に活動組織と外部団体等が連携し、共同活動を行っている活動組織、企業、団体から活動の紹介を行うこと。さらに、先進地区のキーパーソンを招いてパネルディスカッション等を行うこと。 2 効果測定の実施 1 の情報発信の取組が農業・農村が有する多様な価値の理解醸成及び認知度向上にどのように影響したのか等について、事業実施に係る数値目標を設定した上で分析し結果報告すること。また、より効果的な事業となるよう次年度以降の情報発信手法の基礎となる改善策を取りまとめること。	事業実施主体は、次の（1）から（4）に示す要件全てを満たすこと。 （1）本事業を的確に遂行するに足る知見、意思及び具体的計画を有すること （2）本事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有すること （3）本事業の適正な執行に関し、責任を持つことができること （4）法人格を有さない任意団体の場合は、会計処理や意思決定等の方法について規約等が整備されていること	予算額は 600 万円とし、1 事業実施主体を公募する（ただし、やむを得ない事情が生じ、農村振興局長が認める場合は、予算の範囲内で増額可能）。	振興交付金の交付決定の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

別表 5（第 2 の 2 関係）

事業名	具体的な事業内容	事業実施主体の要件	予算額及び公募予定数	事業実施期間
2 農山漁村情報発信事業 （2）農業遺産等の情報発信 ウ 農業遺産及び世界かんがい施設遺産に関するシンポジウム等の開催	農業遺産認定制度は、伝統的な農林水産業を営む地域を認定するものであり、伝統的な農林水産業の次世代への継承と、農業遺産認定地域の自立的かつ持続的な活性化の推進を目的としている。 世界かんがい施設遺産認定制度は、歴史的・技術的・社会的価値のあるかんがい施設を登録・表彰するものであり、かんがいの歴史・発展を明らかにし、理解醸成を図るとともに、かんがい施設の適切な保全に資することを目的としている。 本事業では、農業遺産地域と民間企業等の連携の促進等をテーマにしたシンポジウムを開催することで、農業遺産地域の有する多様な価値や魅力を広く民間企業等に発信し、農業遺産地域内外の多様な主体との協働の創出を図る。 また、世界かんがい施設遺産の関係者が当該施設を活用し、地域の活性化の取組として、特産品の付加価値の向上、訪問者の拡大、施設の保全等を目的とした取組をより効果的に実施できるよう研修を行う。 なお、実施に当たっては関係各所と調整が生じる可能性があるため、農林水産省と協議の上行うこと。 1 農業遺産シンポジウムの開催 （1）農業遺産シンポジウムの開催 農業遺産地域と民間企業等との連携をより一層促進させることを目的としたシンポジウムを首都圏で開催すること。農業遺産地域同士の優良事例の共有により各地域の活動の発展につなげるとともに、地域課題ソリューションへの関心が高い民間企業などにも広く参加を募り、認定地域との情報交換やワークショップの場を設けることで、農業遺産地域の有する多様な価値への理解醸成や関係人口の拡大につなげる。また、シンポジウムの内容はインターネットによる同時配信を行うとともに、事後の動画	事業実施主体は、次の（1）から（4）に示す要件全てを満たすこと。 （1）本事業を的確に遂行するに足る知見、意思及び具体的計画を有すること （2）本事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有すること （3）本事業の適正な執行に関し、責任を持つことができること （4）法人格を有さない任意団体の場合は、会計処理や意思決定等の方法について規約等が整備されていること	予算額は1,000万円とし、1事業実施主体を公募する（ただし、やむを得ない事情が生じ、農村振興局長が認める場合は、予算の範囲内で増額可能）。	振興交付金の交付決定の日から令和8年3月31日までとする。

	公開等により、広く周知されるよう努めること。 (2) 事前広報活動の実施 (1) のイベントに、多くの民間企業等が関心を持ち参加するよう、広報活動を実施すること。多くの参加が得られるよう、参加者の募集方法について具体的に提案すること。 2 世界かんがい施設遺産に関する研修会の開催等 (1) 研修会の開催 10 月に佐賀県で開催予定の全国会議において、世界かんがい施設遺産の施設管理者、関係市町等（約 100 名程度）を対象に、広告代理店、旅行代理店等の有識者を招き、遺産施設を含む地域資源の歴史、景観、伝統芸能、特産品等を活用した地域活性化、関係人口増加に繋がる取組や、その取組を効果的に行うための研修会（オンライン併用）を実施し、その会議を運営すること。また、過年度のアンケート結果をふまえ国内各地域における優良事例の分析・とりまとめ（2～3 事例）を行い、研修会で発表すること。なお、過年度のアンケート結果を希望する者には「応募者参考資料」として貸与する。貸与を希望する場合には、公募要領の第 8 に掲げる問合せ先に事前連絡の上、下記①から③までの内容を遵守すること。 ①応募者は、応募申請書提出時に貸与資料を農林水産省の担当部署に返却すること。 ②応募者は、貸与資料を善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。 ③貸与資料については複製を禁止するものとし、応募申請書作成の参考以外の目的には使用しないこと。 (2) 広報物の作成 2025 年日本国際博覧会等での情報発信を促進するため、世界かんがい施設遺産の制度やその重要性、魅力等に関するクリアファイルを令和 6 年度農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション			
--	--	--	--	--

	ン対策）（農山漁村発イノベーション推進事業（地域活性化型）のうち農山漁村情報発信事業）で作成しているため、その出力を5月中に行うこと。2,000部程度を想定している。 3 効果測定の実施 1及び2の情報発信の取組により、シンポジウムへの来場者数、アンケートを通じた認知度及び関心の高まり等を事業実施に係る数値目標として設定した上で分析し、情報発信の取組ごとに結果報告するとともに、認知度向上及び関心の想起等の改善策を検討し、次年度以降の情報発信手法の基礎となるよう取りまとめること。			
--	--	--	--	--

別表 6（第 3 関係）

目標項目の例

※農村プロデューサー養成講座の実施については、以下項目のとおり定めること。

事業名	目標	項目（単位）
1 農山漁村関わり 創出事業		
（1）農村プロデューサー養成講座の実施	①入門コース受講者の拡大 ②農山漁村の課題解決に向けた取組の促進	・入門コースの受講人数（人） ・事業実施計画の期間終了後の目標として、翌年度中に農山漁村の課題解決に向けた取組を行った実践コース研修生の割合（％）
2 農山漁村情報発信事業		
（1）「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」選定事例の情報発信	「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」の認知度向上	特設サイトへのセッション数(件) SNS 等による情報発信数（回）
（2）農業遺産等の情報発信		
ア 大阪・関西万博の展示及びステージ公演に係る支援	展示ブースへの来場者数	来場者数（人）
イ 多面的機能等に関するシンポジウム	シンポジウムの参加者数 満足度	参加者数（人） 満足度（％）
ウ 農業遺産及び世界かんがい施設遺産に関するシンポジウム等の開催	シンポジウム等の動員数	来場者数（人） アンケート回収数（人）

別表 7（第 4 の 1 関係）

この要領により公募を行う事業の対象経費は、次のとおりとする。

区 分	経 費
1 賃金 2 報償費 3 旅費 4 需用費 5 役務費 6 委託料 7 使用料及び賃借料 8 備品購入費 9 報酬 10 共済費等 11 補償費 12 資材等購入費 13 機械賃料	第 2 の 1 又は 2 の事業に関する事務等に従事した時間にする賃金 謝金 普通旅費及び特別旅費（委員等旅費、研修旅費及び日額旅費） 消耗品費、車輛燃料費、印刷製本費等 通信運搬費、筆耕・翻訳費、広告料等 コンサルタント等に係る委託料 会場、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料 施策の実施に最低限必要な事業用機械器具等の購入費 技術員手当（給料、職員手当（退職手当を除く。） 共済組合負担金、社会保険料、損害保険料等 借地料等 資材購入費、調査試験用資材費等 作業機械、機材等賃料経費等

別紙 1 (第 5 関係)

農山漁村振興交付金事業実施提案書評価基準

1 農山漁村関わり創出事業

(1) 農村プロデューサー養成講座の実施

	番号	評価項目	配点	評価	評価の着目点内訳
共通事項	1	事業の趣旨・目的の理解度【5点】	5点	A : 5点 B : 4点 C : 3～2点 D : 1点 E : 0点	・事業の趣旨及び目的を理解した計画となっているか。 ・地域の課題やニーズに対応した計画となっているか。
	2	事業実施による効果、妥当性【10点】	10点	A : 10～9点 B : 8～7点 C : 6～3点 D : 2～1点 E : 0点	・事業内容に対応した評価指標や妥当な目標値が設定されているか。 ・設定した目標の達成に向けた実現性のある計画となっているか。 ・経費の区分、内訳、積算根拠は明確かつ妥当なものとなっているか。
	3	事業の効率性・継続性【10点】	10点	A : 10～9点 B : 8～7点 C : 6～3点 D : 2～1点 E : 0点	・事業完了後の自立的かつ継続的な取組につながるものとなっているか。 ・事業の効率性を高めるための創意工夫が示されているか。
	4	事業遂行のための実施体制の妥当性【5点】	5点	A : 5点 B : 4点 C : 3～2点 D : 1点 E : 0点	・代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）、経理責任者等の事業実施に必要な人材や体制が確保されているか。 ・関係機関の役割分担は明確か。
	小計		30点		
個別事項	1	入門コースの内容の理解度【15点】	5点	A : 5点 B : 4点 C : 3～2点 D : 1点 E : 0点	・適切な配信ツールの提案や、チャットによる質疑応答において、円滑なコミュニケーションを図るための具体的な提案がなされているか。
	2		5点	A : 5点 B : 4点 C : 3～2点 D : 1点 E : 0点	・入門コースの受講者の声を把握するための適切なアンケート調査内容となっているか。 ・アンケート調査結果を有効に活用できる取りまとめ方法が提案されているか。
	3		5点	A : 5点 B : 4点 C : 3～2点 D : 1点 E : 0点	・入門コース終了後に反復学習を行うためのWEB掲載用コンテンツやアーカイブ配信について、具体的な提案がなされているか。
	4	実践コースの内容の理解度【20点】	5点	A : 5点 B : 4点 C : 3～2点 D : 1点 E : 0点	・対面講義を円滑に運営するための適切な人員配置がなされているか。
	5		5点	A : 5点 B : 4点 C : 3～2点 D : 1点 E : 0点	・対面講義の開催会場が、受講生の利便性に配慮したものや経費節減に努めたものとなっているか。
	6		5点	A : 5点 B : 4点 C : 3～2点 D : 1点 E : 0点	・オンライン講義及びオンラインゼミの開催に当たり、適切な配信ツールや運営体制が整備されているか。

7		5 点	A : 5 点 B : 4 点 C : 3 ~ 2 点 D : 1 点 E : 0 点	・オンラインゼミにおけるケーススタディとなる事例の選出方法について、具体的な提案がなされているか。
8	ネットワーク企画・運営内容の理解度【10 点】	10 点	A : 10 ~ 9 点 B : 8 ~ 7 点 C : 6 ~ 3 点 D : 2 ~ 1 点 E : 0 点	・ネットワークの運営体制は妥当であるか。 ・ネットワークを活用したセミナー等の企画の提案がなされているか。
9	講座周知等に向けた取組の提案【5 点】	5 点	A : 5 点 B : 4 点 C : 3 ~ 2 点 D : 1 点 E : 0 点	・コースごとの受講対象者に応じた効果的な講座周知に関する提案がなされているか。 ・周知の取組内容が具体的かつ妥当であるか。
10	取組スケジュールの妥当性【5 点】	5 点	A : 5 点 B : 4 点 C : 3 ~ 2 点 D : 1 点 E : 0 点	・取組の実施時期及び期間について適切な設定がなされているか。 ・農林水産省及び講師との調整等を含め、年間を通じたスケジュールが具体的に示されているか。
11	事業遂行力の妥当性【5 点】	5 点	A : 5 点 B : 4 点 C : 3 ~ 2 点 D : 1 点 E : 0 点	・公募要領第 4 の 1 の（2）のウにおける過去 3 年間の事業報告において、研修を内容とする業務実績があり、適切に運営がなされているか。
小計		60 点		
合計		90 点		

	番号	評価項目	配点	評価の着目点内訳
施策との関連等	1	交付決定の取消し の原因となる行為 の有無	△18 点	過去 3 年間に交付決定の取消しの原因となる行為があった場合は減点する。

※1 A : 特に優れている、B : 優れている、C : 普通、D : やや劣る、E : 劣る

※2 共通事項の評価項目のうち、評価 E（0 点）となっている項目が 1 つでもある場合は、不合格となる。

別紙 2（第 5 関係）

農山漁村振興交付金事業実施提案書評価基準

2 農山漁村情報発信事業

（1）「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」選定事例の情報発信

	番号	評価項目	配点	評価	評価の着目点内訳
共通事項	1	事業の趣旨・目的の理解度【5点】	5点	A：5点 B：4点 C：3～2点 D：1点 E：0点	・事業の趣旨及び目的を理解した計画となっているか。 ・地域の課題やニーズに対応した計画となっているか。
	2	事業実施による効果、妥当性【15点】	15点	A：15～13点 B：12～10点 C：9～4点 D：3～1点 E：0点	・事業内容に対応した評価指標や妥当な目標値が設定されているか。 ・設定した目標の達成に向けた実現性のある計画となっているか。 ・経費の区分、内訳、積算根拠は明確かつ妥当なものとなっているか。
	3	事業の効率性・継続性【5点】	5点	A：5点 B：4点 C：3～2点 D：1点 E：0点	・事業完了後の自立的かつ継続的な取組につながるものとなっているか。 ・事業の効率性を高めるための創意工夫が示されているか。
	4	事業遂行のための実施体制の妥当性【5点】	5点	A：5点 B：4点 C：3～2点 D：1点 E：0点	・代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）、経理責任者等の事業実施に必要な人材や体制が確保されているか。 ・関係機関の役割分担は明確か。
	小計		30点		
個別事項	1	コンテンツ等の作成・運用【15点】	15点	A：15～13点 B：12～10点 C：9～4点 D：3～1点 E：0点	・「ディスカバー農山漁村の宝」の認知度向上や横展開に効率的かつ効果的につながるような具体的な提案内容・構成となっているか。 ・第12回選定の公募時に募集情報の掲載、応募受付及び集計作業を適切に行う内容となっているか。
	2	効果的な情報発信【10点】	10点	A：10～9点 B：8～7点 C：6～3点 D：2～1点 E：0点	・興味関心を引き、「ディスカバー農山漁村の宝」の選定地区及び取組の認知度向上や横展開が図られる内容になっているか。 ・継続的かつ効果的な投稿を実施できる計画になっているか。
	3	イベントの開催【15点】	15点	A：15～13点 B：12～10点 C：9～4点 D：3～1点 E：0点	・「ディスカバー農山漁村の宝」の選定地区及び取組の認知度向上や横展開に資するイベントの開催方法及び情報発信が、効果的かつ具体的な内容となっているか。 ・イベントを運営するための管理・経理・PR、参加者等へのサポート体制は妥当か。 ・選定地区間の交流促進や認知度向上につながるよう有識者懇談会委員と連携した開催内容となっているか。
	小計		40点		
合計			70点		

	番号	評価項目	配点	評価の着目点内訳
施策との関連等	1	交付決定の取消しの原因となる行為の有無	△14点	過去3年間に交付決定取消しの原因となる行為があった場合は減点する。

※1 A：特に優れている、B：優れている、C：普通、D：やや劣る、E：劣る

※2 共通事項の評価項目のうち、評価E（0点）となっている項目が1つでもある場合は、不合格となる。

別紙 3 (第 5 関係)

農山漁村振興交付金事業実施提案書評価基準

2 農山漁村情報発信事業

(2) 農業遺産等の情報発信

ア 大阪・関西万博の展示及びステージ公演に係る支援

	番号	評価項目	配点	評価	評価の着目点内訳
共通事項	1	事業の趣旨・目的の理解度	5 点	A : 5 点 B : 4 点 C : 3 ~ 2 点 D : 1 点 E : 0 点	・事業の趣旨及び目的を理解した計画となっているか。 ・地域の課題やニーズに対応した計画となっているか。
	2	事業実施による効果、妥当性	10 点	A : 10 ~ 9 点 B : 8 ~ 7 点 C : 6 ~ 3 点 D : 2 ~ 1 点 E : 0 点	・事業内容に対応した妥当な目標値が設定されているか。 ・設定した目標の達成に向けた実現性のある計画となっているか。 ・経費の区分、内訳、積算根拠は明確かつ妥当なものとなっているか。
	3	事業の効率性・継続性	5 点	A : 5 点 B : 4 点 C : 3 ~ 2 点 D : 1 点 E : 0 点	・事業完了後の自立的かつ継続的な取組に繋がるものとなっているか。 ・事業の効率性を高めるための創意工夫が示されているか。
	4	事業遂行のための実施体制の妥当性	10 点	A : 10 ~ 9 点 B : 8 ~ 7 点 C : 6 ~ 3 点 D : 2 ~ 1 点 E : 0 点	・代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）、経理責任者等の事業実施に必要な人材や体制が確保されているか。 ・関係機関の役割分担は明確か。
	小計		30 点		
個別事項	1	展示物製作の実現性	15 点	A : 15 ~ 13 点 B : 12 ~ 10 点 C : 9 ~ 4 点 D : 3 ~ 1 点 E : 0 点	・万博出展までに確実に展示物を製作する計画及び体制が整っているか。
	2	展示ブース運営の具体性	10 点	A : 10 ~ 9 点 B : 8 ~ 7 点 C : 6 ~ 3 点 D : 2 ~ 1 点 E : 0 点	・本事業で製作する展示物及び借用する展示物品、機材を運搬・設置する計画及び体制が整っているか。 ・円滑なブース運営に見合ったスタッフ配置等の計画になっているか。
	3	ステージ公演地域への支援の実現性	5 点	A : 5 点 B : 4 点 C : 3 ~ 2 点 D : 1 点 E : 0 点	・ステージ公演の円滑な実施に見合った計画になっているか。
	小計		30 点		
合 計			60 点		

	番号	評価項目	配点	評価の着目点内訳
関連等	1	交付決定の取消しの原因となる行為の有無	△12 点	過去 3 年間に交付決定の取消しの原因となる行為があった場合は減点する

※ 1 A : 特に優れている、B : 優れている、C : 普通、D : やや劣る、E : 劣る

※ 2 共通事項の評価項目のうち、評価 E (0 点) となっている項目が 1 つでもある場合は、不合格となる。

別紙 4 (第 5 関係)

農山漁村振興交付金事業実施提案書評価基準

2 農山漁村情報発信事業

(2) 農業遺産等の情報発信

イ 多面的機能等に関するシンポジウム

	番号	評価項目	配点	評価	評価の着目点内訳
共通事項	1	事業の趣旨・目的の理解度	5 点	A : 5 点 B : 4 点 C : 3 ~ 2 点 D : 1 点 E : 0 点	・事業の趣旨及び目的を理解した計画となっているか。 ・地域の課題やニーズに対応した計画となっているか。
	2	事業実施による効果、妥当性	10 点	A : 10 ~ 9 点 B : 8 ~ 7 点 C : 6 ~ 3 点 D : 2 ~ 1 点 E : 0 点	・事業内容に対応した妥当な目標値が設定されているか。 ・設定した目標の達成に向けた実現性のある計画となっているか。 ・経費の区分、内訳、積算根拠は明確かつ妥当なものとなっているか。
	3	事業の効率性・継続性	10 点	A : 10 ~ 9 点 B : 8 ~ 7 点 C : 6 ~ 3 点 D : 2 ~ 1 点 E : 0 点	・事業完了後の自立的かつ継続的な取組に繋がるものとなっているか。 ・事業の効率性を高めるための創意工夫が示されているか。
	4	事業遂行のための実施体制の妥当性	5 点	A : 5 点 B : 4 点 C : 3 ~ 2 点 D : 1 点 E : 0 点	・代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）、事務局長、経理責任者等の事業実施に必要な人材や体制が確保されているか。 ・関係機関の役割分担は明確か。
	小計		30 点		
個別事項	1	一般国民へのアプローチ	5 点	A : 5 点 B : 4 点 C : 3 ~ 2 点 D : 1 点 E : 0 点	・一般国民向けになっているか。 ・活動事例の紹介等公募要領に資する内容が含まれているか。 ・動画公開等により、一般国民に広く周知される提案となっているか。
	2	関係者へのアプローチ	5 点	A : 5 点 B : 4 点 C : 3 ~ 2 点 D : 1 点 E : 0 点	・優良事例の横展開について考慮しているか。 ・動画公開等により、関係者に広く周知される提案となっているか。
	3	パネルディスカッション	5 点	A : 5 点 B : 4 点 C : 3 ~ 2 点 D : 1 点 E : 0 点	・マッチングサイト等の導入についてプロセスを意識しているか。 ・コーディネーターやパネリストについて記載があるか。

	小計	15 点	
合 計		45 点	

	番号	評価項目	配点	評価の着目点内訳
関連等 施策との	1	交付決定の取消し の原因となる行為 の有無	△ 9 点	過去 3 年間に交付決定の取消しの原因となる行為があった場合は減点する

- ※1 A：特に優れている、B：優れている、C：普通、D：やや劣る、E：劣る
- ※2 共通事項の評価項目のうち、評価E（0点）となっている項目が1つでもある場合は、不合格となる。

別紙 5（第 5 関係）

農山漁村振興交付金事業実施提案書評価基準

2 農山漁村情報発信事業

（2）農業遺産等の情報発信

ウ 農業遺産及び世界かんがい施設遺産に関するシンポジウム等の開催

	番号	評価項目	配点	評価	評価の着目点内訳
共通事項	1	事業の趣旨・目的の理解度	5 点	A : 5 点 B : 4 点 C : 3 ~ 2 点 D : 1 点 E : 0 点	・事業の趣旨及び目的を理解した計画となっているか。 ・地域の課題やニーズに対応した計画となっているか。
	2	事業実施による効果、妥当性	10 点	A : 10 ~ 9 点 B : 8 ~ 7 点 C : 6 ~ 3 点 D : 2 ~ 1 点 E : 0 点	・事業内容に対応した妥当な目標値が設定されているか。 ・設定した目標の達成に向けた実現性のある計画となっているか。 ・経費の区分、内訳、積算根拠は明確かつ妥当なものとなっているか。
	3	事業の効率性・継続性	10 点	A : 10 ~ 9 点 B : 8 ~ 7 点 C : 6 ~ 3 点 D : 2 ~ 1 点 E : 0 点	・事業完了後の自立的かつ継続的な取組に繋がるものとなっているか。 ・事業の効率性を高めるための創意工夫が示されているか。
	4	事業遂行のための実施体制の妥当性	5 点	A : 5 点 B : 4 点 C : 3 ~ 2 点 D : 1 点 E : 0 点	・代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）、経理責任者等の事業実施に必要な人材や体制が確保されているか。 ・関係機関の役割分担は明確か。
	小計		30 点		
個別事項	1	【農業遺産】 農業遺産シンポジウム 開催の妥当性	10 点	A : 10 ~ 9 点 B : 8 ~ 7 点 C : 6 ~ 3 点 D : 2 ~ 1 点 E : 0 点	・シンポジウムのテーマや内容が、農業遺産の認知度向上・理解醸成に資する提案となっているか。
	2	【農業遺産】 農業遺産シンポジウム 開催の具体性	10 点	A : 10 ~ 9 点 B : 8 ~ 7 点 C : 6 ~ 3 点 D : 2 ~ 1 点 E : 0 点	・具体的な開催方法について提案されているか。 ・シンポジウムに多くの民間企業等の参加が得られるように、募集方法について具体的に提案されているか。
	3	【世界かんがい施設遺産】 研修会開催の具体性	10 点	A : 10 ~ 9 点 B : 8 ~ 7 点 C : 6 ~ 3 点 D : 2 ~ 1 点 E : 0 点	・具体的な開催方法及び優良事例の分析・とりまとめ方法について提案されているか。

	小計	30 点	
合 計		60 点	

	番号	評価項目	配点	評価の着目点内訳
施策との 関連等	1	交付決定の取消しの原因となる行為の有無	△12 点	過去 3 年間に交付決定の取消しの原因となる行為があった場合は減点する

※1 A：特に優れている、B：優れている、C：普通、D：やや劣る、E：劣る

※2 共通事項の評価項目のうち、評価E（0点）となっている項目が1つでもある場合は、不合格となる。